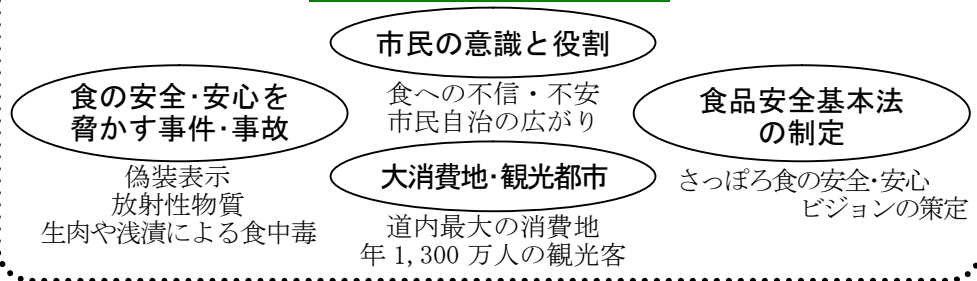


札幌市安全・安心な食のまち推進条例骨格図

背景



札幌市安全・安心な食のまち推進条例

目的（第1条）

- 食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進
- 市民・観光客等の健康を守る
- 安全・安心な食のまち・さっぽろを実現する

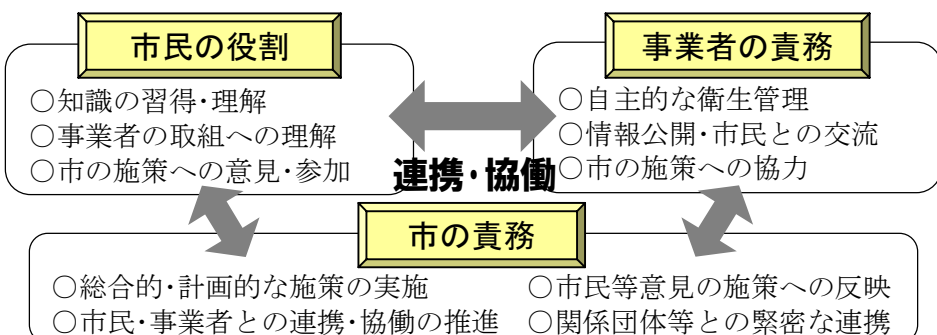
定義（第2条）

- 食の安全・安心
 - ・食品等の安全性並びに食品等に対する市民及び観光客等の信頼
- 安全・安心な食のまち・さっぽろ ○食品 ○食品等 ○事業者 ○特定事業者

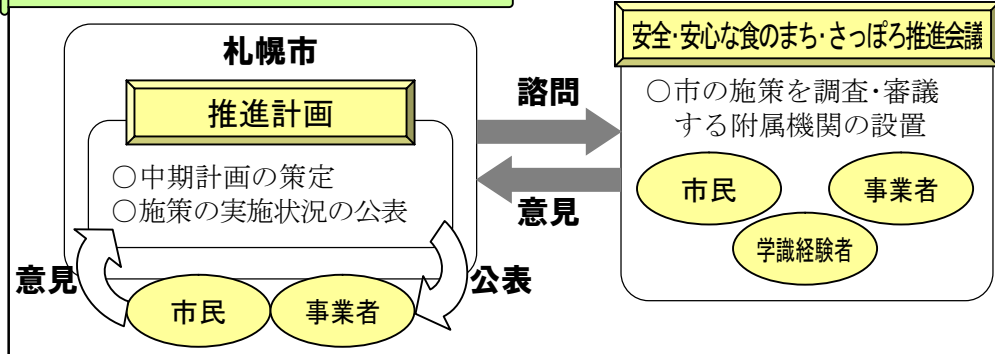
基本理念（第3条）

- 市民・観光客等の健康を守ることが最重要との認識
- 生産から消費までの安全・安心の確保 ○市民・事業者・市の連携・協働
- 科学的知見に基づく対応 ○食産業・観光の振興への寄与

市・事業者・市民の責務と役割（第4条～第6条）



推進体制（第8条・第27条）



基本施策（第9条～第26条）

食の安全・安心の確保

生産から販売までの安全確保

- 生産から販売までの監視、指導等（第9条）
- 調査研究の推進等（第10条）

相互理解の推進

- 情報の収集等及び提供（第11条）
- 事業者による情報の公開及び提供の推進（第12条）
- 情報及び意見の交換の促進等（第13条）
- 適正表示の推進（第14条）
- 地産地消の推進（第15条）

食品等の安全性に関する学習

- 学習の機会の提供等（第16条）
- 食育の推進（第17条）
- 人材の育成（第18条）

環境への配慮（第19条）

市民・事業者の取組の促進

- 市民の自発的な取組の支援（第20条）
- 事業者の自主的な取組の促進（第21条）
 - ・事業者の高度な衛生管理を推進する認定制度の普及
- 表彰（第22条）

食産業・観光の振興への寄与

- 食の安全・安心から付加価値を創出

危機管理の強化・充実

- 危機管理体制の整備等（第24条）
- 自主回収の報告等（第25条）
 - ・自主回収を行った事業者に対する報告の義務付け
- 緊急事態への対処（第26条）
 - ・緊急事態発生時の事業者への勧告・公表

その他（第7条・第28条）

- 財政上の措置（第7条）
- 委任（第28条）